

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第28号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）<u>第7条第2項及び第4項並びに第11条の規定に基づき、任期付職員（条例第2条及び第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第4条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（特定任期付職員の号給の決定）</u></p> <p>第4条 特定任期付職員（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、<u>その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給</u></p> <p><u>（2） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給</u></p> <p><u>（3） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給</u></p> <p><u>（4） 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給</u></p> <p><u>（5） 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給</u></p> <p><u>（6） 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給</u></p> <p><u>（7） 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）<u>第7条第4項及び第11条の規定に基づき、任期付職員（条例第2条及び第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第4条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

<p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p><u>第7条</u> 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「第2条第2項任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号) <u>第9条第2項</u>の規定による試験(同項第4号に規定する試験を除く。)のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「<u>正規の試験</u>」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(第2条第2項任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p><u>第9条</u> 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第9条第1号中「第17条第1号又は第2号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成14年岩手県人事委員会規則第28号) <u>第8条</u>」と、<u>同規則</u>第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則<u>第8条</u>」として、これらの規定を適用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>	<p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p><u>第6条</u> 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「第2条第2項任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号) <u>第9条第1項</u>の規定による試験(同項第4号に規定する試験を除く。)のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「<u>採用試験</u>」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(第2条第2項任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p><u>第8条</u> 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第9条第1号中「第17条第1号又は第2号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成14年岩手県人事委員会規則第28号) <u>第7条</u>」と、<u>初任給等規則</u>第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則<u>第7条</u>」として、これらの規定を適用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。